

飼い主はマナーを守って

人の心を癒やし、豊かにするペット。その一方で、動物の無責任な飼い方による近隣などとのトラブルや苦情が後を絶ちません。愛情と責任を持って、他人に迷惑を掛けない飼い方を心掛けましょう。

犬・猫は捨てないで

捨て犬・捨て猫は、県動物愛護センター(富里市)に保護されても

新しい飼い主が見つからない場合最終的には処分されてしまいます。犬や猫を飼えなくなったときは、まず次の飼い主を探してください。

次の飼い主が見つからない場合でも絶対に捨てず、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所や県動物愛護センターへ相談してください。動物を捨てると「動物の

愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金が科せられます。

また、県動物愛護センターでは殺処分を少しでも減らすため、収容された犬や猫の譲渡会を実施しています。譲渡会に参加し、新しい飼い主になりませんか。

犬の登録と狂犬病予防注射

飼い犬は登録(一生に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は登録変更の手続きをしましょう。

犬の放し飼いはせず散歩は引き綱を付けて

犬の放し飼いは禁止されています。散歩は、犬の急な動きを制御

できる人が行い、引き綱を短く持ちましょう。

排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。

猫は室内で飼う

ふん尿被害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることもできます。また、電気コードや観葉植物などの口にする危険な物は片付けておくよう心掛けましょう。

危険な動物の飼育は許可を受けて

猿・蛇・ワニなどは特定動物に指定されています。特定動物は人に危害を加える恐れがあるため、これらの動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要

です。

また、動物が逃げ出すことのないように、飼育ケージなどの飼養施設の管理には十分注意してください。逃げ出した場合は、直ちに保健所・警察署へ通報してください。

動物の愛護・管理に関する条例

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主などへ次のような規制が設けられています。

- 犬・猫を合わせて10匹以上飼う場合は、保健所へ届け出る
- 特定動物(ニホンザル・イヌワシ・ワニガメなど)が逃げたときは保健所へ通報する。また、人に危害を加えたときは、保健所へ届け出る
- 犬が人をかんだ場合(こう傷事故)は、保健所へ届け出て、犬が狂犬病にかかっていないか確認するために獣医師の検診を受ける

届け出ない場合や検診を受けさせない場合は、過料・罰金を科せられることがあります。

相談・手続きの窓口

○犬の登録に関する手続き…環境衛生課(市役所2階・☎20・1531)

○こう傷事故の届け出・特定動物の飼育許可…印旛健康福祉センター成田支所(☎26・7231)

○犬・猫の飼い主探しの相談・譲渡会…県動物愛護センター(☎93・5711)、印旛健康福祉センター成田支所

○ペットに関する各種相談…県動物保護管理協会(☎043・214・7814)、印旛健康福祉センター成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。

行方不明になったペット

行方不明または保護されているペットの情報を市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page120500.html>)で掲載しています。心当たりのある人は、環境衛生課(☎20-1531)へ連絡してください。



大切に育ててね